

令和6年第10回定例教育委員会

令和6年10月28日（月）午後2時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 須田壽美江 麓美絵 新館忠義 兼子弘詔	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課主幹 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 生涯学習課主幹 スポーツ課長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤学 新山千穂 堂前敦 山崎浩克 鎌田和仁 稲田征己 五十川明 水口武 三浦洋 井上滋 田中紀克 星野真 松井正行 堀井修 兼平志 伊藤麻美
			記録員 傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和7年度予算編成方針について

2 審議事項

- (1) 令和6年議案第41号

江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見について

- (2) 令和6年議案第42号

江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

3 その他

○各課所管事項について

- (1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過について

○次回教育委員会予定案件について

○令和6年第11回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和6年第10回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を兼子委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1) 令和7年度予算編成方針についての報告を求めます。 佐藤教育部長お願いします。
佐藤教育部長	報告事項(1) 令和7年度予算編成方針について、ご報告申し上げます。 資料に記載の内容は、去る10月11日の拡大庁議を経て、市長から示されたもので、市のホームページでも公開されておりますが、私から、特徴的な事項について申し上げます。 初めに、資料1ページ、1の総論であります。国は、本年6月のいわゆる「骨太の方針2024」において、足下の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に大きく前へ進めるとし、令和7年度概算要求では、「構造的賃上げ」、「少子化対策・子ども政策」などを『重要政策推進枠』と位置づけ、予算を重点配分することを示しております。 当市においては、市税や地方交付税等の一般財源総額については前年度と同水準となることが見込まれるものの、社会保障費や物価等の上昇を考慮すると、今後は、更に厳しい財政状況を迎えることが予想されるとし、令和7年度予算編成に当たっては、引き続き、職員の創意工夫により財源確保を図るとともに、経費削減に係る具体策を示した上で政策の推進に必要な予算を要求することとされております。 次に、2の政策の基本方針であります。令和7年度は、2年次目となる第7次総合計画で示す、まちづくりの基本理念で掲げる「いつまでも元気なまち」、「子どもの笑顔があふれるまち」など、5つの柱の方向性を意識して政策を形成することや、魅力的なまちづくりに向けた「えべつ未来戦略」と、人口減少対策の基本となる「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を中枢に据えて事業を展開する方針が示されております。 そのため、予算及び人員を重点事項に効果的に配分することができるよう、既存事業の見直しも含めて総合的に検討することや、国が重点投資を行う分野等に関しては、機会を逃さず取り組む必要があり、国や道等の動向を注視して対応することが求められております。 2ページをお開き下さい。次に、3の重点事項として、2点が掲げられております。 1点目の「えべつ未来戦略の推進」では、えべつ未来戦略では、「協働」を基盤に据え、「情報発信・ICT化」を推進機能に位置付けながら、5つの戦略テーマを定めており、2年次目となる令和7年度においては、初年次の取組を踏まえた上で今後の方向性の精査を行い、各戦略を着実に推進することができる事業体系を構築することとされております。 5つの戦略テーマのうち、戦略テーマ1点目の「子どもが主役のまちをつくる」は特に教育部が所管する事業が大きく関わるものと考えておりますが、教育環境の充実や子どもの居場所や学習の場の確保など、全ての子どもが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもにやさしいまちづくりを進めることとされているところです。 2点目の「重要課題への対応」では、市長が示す8つの課題への対応として、目指すべき目標と達成までのスケジュールを整理したうえで施策を具体化することとされており、この8つの課題の中にも4点目に教育部が主に所管する「教育・文化」が位置付けられております。 3ページをお開き下さい。 令和7年度の予算編成に当たっては、財政見通しにおいて多額の歳出超過が見込まれる中、大きな課題となっている、本庁舎建替については、現時点で耐震性のない教育庁舎を含めた7庁舎の建て替えを優先せざるを得ないことや、再建に向けて経営強化の取り組みを進めている市立病院を引き続き、全庁一丸となって支えていくことに触れた上で、こうしたことを踏まえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう、積極的にデジタル技術を導入・活用するなど、前例にとらわれることなく事務事業の効率化を図ることが求められております。

黒川教育長	予算要求基準としては、太字で記載されているとおり、継続事業については、令和6年度当初予算における一般財源所要額と同額の範囲内とすること、重点事項のうち新規・拡大項目は、費用対効果を明確にした上で要求すること、大規模な普通建設事業については、投資を抑制しながら大きな効果が得られる仕様について検討すること、の3点が示されております。 その他4ページ以降は編成方針等の詳細で、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。 最後のページに予算編成事務日程を記載しており、年明け1月28日 予算案内示、1月29日予算案確定、2月4日予算記者発表という予定となっております。 これに対応する教育委員会の関係では、11月に予算要求方針等をお諮りし、12月には予算要求案の概要を、2月には査定された教育予算全体と主要事業、来年度の教育行政執行方針を、それぞれお諮りする予定です。 以上であります。 ただいま報告のありました、令和7年度予算編成方針について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。
山崎総務課長	審議事項(1) 令和6年議案第41号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。 議案第41号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見について、ご説明いたします。 資料の3ページをご覧ください。 これは、江別市長が、令和6年第4回市議会定例会において、「江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」を行うにあたり、特別職である教育長の期末手当の支給割合も改正する必要性が生じたことから、江別市教育委員会に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該条例の一部改正について意見を求めているものであり、国の動向によっては議案の提出が令和7年第1回市議会定例会となる可能性があるとありますが、江別市教育委員会として本件を承認する旨回答することについて、ご審議をお願いしたく、ご提案申し上げる次第です。 2条例(案)概要であります。令和6年の人事院勧告を受けて、一般職については、人事院勧告の内容に準じて期末及び勤勉手当支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当年間支給割合の計を4.60月分とすることから、特別職においても一般職の支給割合に準じ、期末手当の支給割合を引き上げるものです。 次に、1ページをご覧ください。 1改定内容の(1) 令和6年12月の期末手当支給率であります。改正前の2.25月から0.10月引き上げ、2.35月とします。 (2) 令和7年度以後の期末手当支給率であります。改正前の6月、12月それぞれ2.25月、合計4.50月から、6月、12月それぞれ0.05月、合計0.10月引き上げ、6月、12月それぞれ2.30月、合計4.60月とします。 なお、令和6年12月の支給に係る改正規定は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用、令和7年4月以後の支給に係る改正後の規定は、令和7年4月1日から施行となります。 参考といたしまして、4ページと5ページに人事院勧告への江別市の対応についてを、6ページと7ページに条例改正に係る新旧対照表を添付しております。
黒川教育長	また、2ページが、江別市長に対し改正後の内容を承認する回答文案となっております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第41号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見についてを承認することにご異議ありませんか。

稲田学校教育課長	(一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(2) 令和6年議案第42号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。 稲田学校教育課長お願いします。 審議事項(2) 議案第42号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。 はじめに、右上に議案第42号関係参考資料と記載された資料をご覧ください。 今回の改正内容は、2点ございます。 1点目は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化について、であります。 まず、(1) 明確化の理由であります。文部科学省は、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討について、令和5年1月に議論を取りまとめ、令和5年7月に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るための、学校管理規則参考例等を都道府県教育委員会に送付しました。 これを受け、北海道教育委員会は、令和5年8月に道内市町村教育委員会に対して通知するとともに、令和6年2月に北海道立学校管理規則を改正しております。 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確化することは、その専門性を発揮し本来の職務に集中できる環境などを整備するために必要と考えますことから、江別市立学校においても、北海道教育委員会の通知に基づき規則を改正するものであります。 次に(2) 明確化の方法であります。養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容その他、職務の遂行に関し必要な事項を定める旨の条文を規則に加え、その後、具体的な職務の内容等については別途要綱で定めます。 資料2ページをお開き願います。こちらが要綱で定める予定の標準的な職務の内容案であります。 まず(1) 養護教諭につきましては、標準的な職務の内容を、「主として保健管理に関すること」、「主として保健教育に関すること」の2つに区分し、職務の内容を、「健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること」など、記載の5点としております。 次に3ページの(2) 栄養教諭につきましては、「主として食育に関すること」、「主として学校給食の管理に関すること」の2つに区分し、職務の内容を、「各教科等における指導に関すること」など、記載の4点としております。 資料1ページにお戻り願います。改正の2点目は、旅行命令に伴う復命についてでございます。 まず、(1) 改正理由であります。令和6年8月22日付けで北海道立学校職員服務規程が改正され、これまで校長が出張を行った際の復命は不要でしたが、出張先での用務内容について、事実確認が必要となることや開示請求を求められることも想定されるため、校長の復命が必要とされました。 よって、江別市においても、当該規程に準じて所要の改正を行うものであります。 次に(2) 改正箇所であります。第45条第4項と第22号様式の改正となります。これにより、図でお示ししたとおり、出張を命ぜられた職員は、旅行命令権者に対して復命を行うこととなります。 それでは、あらためて議案第42号をご覧ください。 1 改正理由でございます。文部科学省の通知等により、養護教諭及び栄養教諭の職務内容は服務監督権者である教育委員会が定めるものとされておりますことから、江別市立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確化するため、所要の改正を行うものであります。 また、北海道教育委員会が、「北海道立学校職員服務規程」を改正し、校長が旅行命令を受けた際の復命について規定したことから、江別市立学校においても同様の取扱いとなるよう、所要の改正を行うものであります。 次に、2改正規則につきましては、2ページから4ページに記載のとおりであり、5ページ・6ページは新旧対照表となりますので、ご確認くださいようお願いいたします。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)
黒川教育長	

山崎総務課長	それでは、令和6年議案第42号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 (1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。 資料をご覧ください。 令和6年4月から9月までの間に、陳情書、要望書の教育委員会関係分として処理したものは、1ページに掲載の5件です。 また、令和6年3月28日から9月30日までの間に、「市民の声」の教育委員会関係分として処理したものは、2ページから4ページに掲載の24件です。 詳細は、資料記載のとおりであります。 以上です。
黒川教育長	本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) 本件は、これで終了いたします。 次に、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。
山崎総務課長	次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和6年度中学生国際交流事業について、審議事項として、令和7年度江別市一般会計教育予算要求方針について、江別市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について、などを予定しております。 また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、11月28日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。
黒川教育長	ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、11月28日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第10回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後2時23分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 兼子 弘詔